

連結実質赤字比率

一般会計等だけではなく、国民健康保険特別会計・後期高齢者医療保険特別会計・介護保険特別会計・介護療養型老人保健施設特別会計と公営企業（本町の場合は町立長沼病院事業会計及び下水道事業特別会計・集落排水事業特別会計）を合わせた全会計の実質収支額が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の割合です。

本町は赤字額が発生しておらず、比率はなし（－）となります。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模とは地方公共団体の普通地方税・地方譲与税や地方交付税等（一般財源）の標準規模を示すものであり、地方債及び補助金等の特定財源は含まれません。